

「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」 実施要項（タクシー・レンタカー会社用）

（2024年9月4日時点）

1. 豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業とは

令和2年7月豪雨災害により甚大な被害を受けた球磨川流域12市町村及び津奈木町（以下「豪雨被災地域」*という。）においては、宿泊者数がいまだに被災前までの水準まで回復していない。そこで、豪雨被災地域への更なる送客を促進し、観光需要回復を後押しするため、豪雨被災地域を目的地とする観光バス等を組み込んだ旅行商品、タクシー費用やレンタカー費用に対する助成を実施する。

なお、本事業に係る参加申込や実績報告の受付、在庫管理、助成金に係る審査及び支払、登録事業者への各種通知等、本事業に必要な事務は、豪雨被災地域送客促進事業事務局（以下「事務局」という。）が行う。

*豪雨被災地域：八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

2. 助成の概要

（1）観光バスの費用に対する助成

熊本県内外の旅行会社が豪雨被災地域を目的地として造成する観光バスを組み込んだ旅行商品に対し、助成（旅行会社への助成）する。

（2）観光タクシーの費用に対する助成

熊本県内外の旅行会社が造成する、豪雨被災地域内を周遊する観光タクシーを組み込んだ旅行商品に対し、助成（旅行会社への助成）する。

また、タクシー事業者が旅行行程の確認を確実に実施する場合に限り、タクシー費用に対する助成（タクシー事業者への助成）も可とする。

（3）レンタカーの費用に対する助成

豪雨被災地域を宿泊の目的地とし、熊本県内又は鹿児島県内のレンタカー営業所からレンタカーを借り上げた場合に、レンタカー費用に対し助成（レンタカー事業者への助成）する。

また、旅行会社が助成金申請等の手続きの管理を徹底する場合に限り、旅行商品に対する助成（旅行会社への助成）も可とする。

3. 対象期間

令和6年8月23日（金）（出発日）から令和7年1月31日（金）（帰着日）までに催行するもの

※対象期間にかかわらず、予算がなくなり次第、終了する。

※予約を伴うものについては、対象期間内に予約されたものに限る。

4. 助成要件等

(1) 観光タクシー *1

豪雨被災地域内を周遊 *2 する観光タクシーであること。

| 助成対象 | 助成上限額 |
|------|-----------|
| タクシー | 1台当たり 4千円 |

*1 観光タクシー：観光を目的とし、予め行程と料金が決まっているタクシーとする。

*2 周遊：豪雨被災地域内の3か所以上を目的地として行程に組み込むこと。ただし、トイレ休憩のために立ち寄る目的地を除く。

※タクシー料金が助成上限額を下回る場合は、料金額までを助成する。

(2) レンタカー

豪雨被災地域内に宿泊すること。また、レンタカーの借上げ及び返却場所は双方とも熊本県内又は鹿児島県内であること。なお、日帰り旅行は対象とならない。

| 助成対象 | 助成上限額 |
|-------|----------------|
| レンタカー | (宿泊) 1台当たり 4千円 |

※レンタカー料金が助成上限額を下回る場合は、料金額までを助成する。

(3) 教育旅行の取扱い

公費で支払われる教員等の出張については割引助成対象外とする。

(4) 利用回数制限

利用回数は制限しないこととする。ただし登録事業者が計画的な販売等のために利用回数を制限することを妨げない。

(5) 他事業との併用について

他の類似事業との併用は可とする。ただし、併用に当たっては、利用者の実質負担額が0円を下回らないこと。

なお、他の類似事業との併用を行う場合は、事前に事務局に申し出て、併用の可否について確認すること。

5. 助成対象商品の販売事業者

助成対象商品を販売する事業者は次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 熊本県内外のタクシー事業者及び熊本県内又は鹿児島県内に営業所を有するレンタカー事業者。

(2) 7(4)において本事業の参加登録を受けた事業者。

6. 参加申込及び登録

- (1) 助成対象となる商品の提供及び助成上限額（以下「販売枠」という。）の割り当てを受け
るための申込となり、本事業の参加を希望する事業者は、次に掲げる書類をEメールで事
務局に提出するものとする。
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 営業許可証の写し
 - ウ 口座情報が確認できる書類
（通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、
インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等）
- (2) 前項の提出期間は、令和6年8月16日（金）から8月21日（水）までとする。
※申込状況次第では、追加募集を行う場合がある。
- (3) 複数の事業所を運営する事業者は、この項に定める参加申込、次項に定める実績報告及
び助成金の請求等について、1つの事業所で取りまとめて行うものとする。
- (4) (1)の内容を審査の上、本事業への参加の可否及び販売枠を決定し、登録決定通知書
（様式第2号）により通知する。
- (5) 登録事業者が本要項の規定に反した場合は、登録取消通知書（様式第3号）により登録
を取り消すこととする。
- (6) 登録事業者の販売枠の変更の場合は、(1)アによる申請に基づき、予算の執行状況に応じ
て審査の上、助成金上限額（販売枠）変更決定通知書（様式第2号の2）により通知を行
う。
- (7) 登録事業者が本事業の登録の取り消しを希望する場合は、辞退届を事務局にEメール
で事務局に提出するものとする。

7. 助成の対象となる商品

- (1) 本事業における参加登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）が造成する商品
のうち、事前に対象商品確認申請書（様式第4号）により申請し事務局の審査を経て承認
を受けたものを助成対象とする。ただし、本事業の目的に相応でないと認められる場合は、
助成の対象外とすることがある。
- (2) 前項に規定する申請、審査及び承認は、レンタカー事業者については省略することがで
きる。

8. 予約・販売管理、実績報告

- (1) 予約・販売管理
 - ア 登録事業者は、本事業が終了するまでの間、販売枠の管理を徹底すること。
 - イ 事務局から販売枠の執行状況についての報告依頼があった場合は、登録事業者は速やか
に応じること。
- (2) 実績報告及び助成金の交付
 - ア 登録事業者は、原則2か月の利用分を翌月の10日までに、次に掲げる書類を事務局に

提出するものとする。(例：8，9月利用分を10月10日までに提出)

- (ア) 実績報告書(様式第5号)
- (イ) 販売内訳書(様式第6号)
- (ウ) 利用者からの入金を確認できるもの(領収証、請求書等)
- (エ) 商品(プラン)内容を確認できる書類(案内書面等)
- (オ) 利用確認書兼宿泊証明書(タクシー・レンタカー会社用)(様式第7号の2)
- (カ) 請求書(様式第8号)
- (キ) その他事務局が必要と認めるもの

イ 前項に規定する書類の内容を確認及び審査し、適当と認められる場合は、事務局は登録事業者より書類の提出のあった月の月末までに助成金を交付するものとする。

9. その他誓約事項

- (1) 登録事業者は、本事業の参加を申込みことにより、次に掲げる事項に誓約したものとみなす。

【基本内容】

ア 本要項の規定及び本要項に関連して発信されるすべての情報(事務連絡を含む。)並びに事務局の決定に従うこと。なお、左記事項については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

イ 自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当するものであってはならないこと。

- (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
- (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の維持に運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団又は暴力団であることを知りながらこれらを利用している者

ウ イの(イ)から(キ)までに定める者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

エ 公序良俗に反しないこと

オ 熊本県、熊本県観光連盟及び事務局が本事業による実施状況、経理状況等について調査を実施する場合にあっては誠実に対応すること。

カ 本事業に係る帳票及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

キ 本事業に係る帳票及び証拠書類を、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し

ておくこと。

ク ケからトまでに掲げる内容を含め、誓約事項に反したことにより不利益が生じた場合、一切の異議を申し立てないこと。

【助成対象商品の販売・利用】

ケ 助成対象商品の販売に当たっては、本事業の対象であること及び助成金が登録事業者に直接支払われることを明示するとともに、割引前後の価格を表示する場合は、取消料は「割引前」の代金を算出基準とすることを明示すること。

コ 登録決定通知書（様式第2号）に記載する助成金上限額（販売枠）を超えて対象商品を販売した場合にあっては、事務局に対して上限額を超えた部分については助成金を請求しないこと。

サ 本事業が広く利用されるよう、取引先等の関係者へ優先販売を行わないこと。

シ 本事業の不正利用に対する防止措置を講じること。

ス 助成金は、利用対象者が助成対象商品を利用した場合に適用されるものであるため、その対象とならない取消料については、事務局に対し請求しないこと。

セ 利用者全員の本人確認にあたって、利用者への適切な周知と必要に応じた役割を担うこと。

ソ 架空予約など、予約、販売を捏造しないこと。

タ 利用者が対象商品を予約したが、実際に宿泊しないことや旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。

チ 利用料金等の水増しなど、助成金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。

ツ 助成金の申請に当たっては、造成する商品が本事業の定めに適合していることを担保するのみならず、本事業の利用者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。

(2) 熊本県、熊本県観光連盟及び事務局は、登録事業者が本要項の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、直ちに参加登録を取り消し、助成金の全部又は一部の交付を停止するとともに、交付済みの助成金の返還を請求できるものとし、登録事業者はこれに応じなければならない。

また、不正を行った者は、事業者名を公表し、捜査機関に通報される旨に留意すること。

10. 雑則

本要項に定めのない事項については、熊本県、熊本県観光連盟及び事務局が協議の上決定する。